

ご案内

○令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震で住宅被害が発生した世帯の皆さんへ

町では、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震で住宅に被害が発生した世帯に対し、住宅修理支援金および災害見舞金の支給を実施しています。

支援を受けるためには、罹災証明書の取得が必要になります。

被災程度により受けられる支援が異なりますので、詳しくは、町公式ウェブサイトを

ご覧いただくかお問い合わせください。

町民生生活課

7216933



○令和4年新卒者対象「ふるさと新卒者就労応援金」の登録申請を受け付けています

対象者は令和4年3月に学校を卒業し、次の交付要件をすべて満たす方となります。

■交付要件

- ・小野町内に本社または事業所、工場等を有する企業など（民間企業、NPO、社会福祉法人、農業法人など）に正規雇用されていること。
- ・正規雇用された時点において小野町に住居登録されている新卒者または福島県立小野高等学校の新卒者であること。
- ・市町村税の滞納がないこと。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む企業などに雇用されていないこと。

■交付内容

就労から1年経過後に5万円分、2年経過後に10万円分、3年経過後に15万円分の町内で使用可能な商品券を交付します。

■登録申請受付期間

9月末日まで

※登録申請書などについては、町公式ウェブサイトをダウンロードするか、企画政策課までお問い合わせください。

町企画政策課

7216939

○就業構造基本調査を実施します

総務省統計局は、令和4年10月1日を基準日として、「令和4年就業構造基本調査」を実施します。この調査は、正規・非正規雇用の就業状況、高齢者・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係などについて、全国的・地域別に明らかにすることを目的としています。

5年ごとに行われる国の調査で、全国から無作為に選ばれた約54万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）が対象となります。

調査の結果は、働き方改革の推進に向けた各種取り組みなど、国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く使われます。また統計局のウェブページなどへも調査結果が掲載され、どなたでも統計データを利用することができ

ます。調査の対象となる世帯へは、9月下旬から調査員が伺いますので、回答にご協力をお願いいたします。

調査員がお伺いする際は、必ず「調査員証」を身に付けていますので、ご確認ください。回答方法・回答期間は次のとおりです。

調査票が届いた皆さんには調査への回答にご協力をお願いします。

■回答方法

郵送またはインターネット

■回答期間

10月上旬

町企画政策課

7216939

○子どもの人権を守ろう！

「こどもの人権110番」強化週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、8月26日から9月1日までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待、体罰など子どもの抱えるさまざまな人権問題の解決を図るため、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員および法務局職員が応じ、秘密は固く守られます。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。



ふるさと 文化の館 情報

☎ふるさと文化の館
☎72-2120



図書館
Library

☪夏休みは図書館へ

▼課題図書の特設コーナー設置

課題図書など、夏休みの宿題に関する本のコーナーを設けています。

夏休み終盤は利用が増えますので、お早めのご利用をおすすめします。

▼「本の福袋」貸し出し

正月恒例の「本の福袋」の貸し出しを、今年は夏休み期間にも行っています。「昆虫の本」「よみもの」のようにさまざまなテーマに分けた児童書の福袋を用意しました。

▼インターネットからの蔵書検索はこちらから



スマートフォン用



パソコン用

<http://ono-yakata.sakura.ne.jp>からもアクセスできます。



美術館
Museum

写真展開催中

町内在住の小坂定良さんによるスカイスポーツの写真など約90点を展示中です。ぜひご覧ください。

▼会期

7月30日④から8月21日⑥まで



小坂さんの作品

information

お知らせ ■■■■

- なお強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く。)においても、午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じていますので、ご利用ください。
- 【子どもの人権110番】
☎0120-1007-110
(フリーダイヤル)
- 期間
8月26日④から9月1日⑥まで
- 時間
午前8時30分から午後7時まで
- ※8月27日⑤・28日⑥は午前10時から午後5時まで

○あなたの身近な「表彰対象者」を教えてください

善行表彰の推薦について、町では毎年11月に、町の振興に大きく貢献し、または町民の模範となる活動をされた個人や団体に対し、その功績をたたえ、表彰を行っています。

皆さんの周りで、表彰の対象になると思われる個人や団体がありましたら、役場総務課またはお住いの行政区の区長へお知らせください。

なお表彰基準は次のとおりです。

■表彰基準

①町の公益に関する事業に尽力し、または公務を助力しその成績顕著であって町民の模範となる個人または団体

②町民の模範となるような善行をした個人または団体

※表彰にあたっては、表彰審査委員会による審査を経て決定します。推薦いただいたすべての個人または団体が表彰されるとは限りません。



■これまでの表彰例

【団体】
・長年にわたり、職員による店舗周辺・道路沿いの清掃活動を実施、地域の環境美化に貢献

・育児相談やアドバイスの親子遊びや保護者同士の交流の場を提供、子育て支援に貢献

・矢大臣山の雑木整理や草刈り、ヤマツツジの剪定などを実施、環境美化・保全に貢献

・旧浮金小学校児童の交通安全確保のほか、各種行事へ参加し、地域活動に貢献

【個人】

・敬老会などの余興出演や町内福祉施設への慰問活動など、高齢者の福祉向上に貢献

・長年にわたり73回の献血を行い、献血事業および医療へ貢献

・高齢者学級「寿大学」の教授として、町の生涯学習振興および芸術文化振興に貢献
・ふくしま駅伝小野町チーム指導者として、選手の育成およびスポーツ振興に貢献

☎総務課
72-2111

国民年金と税金のお知らせ

国民年金の手続きや税についての説明会、納税の期限をご案内します。各種手続きが簡単になるマイナンバーカードの発行もご検討ください。

国民年金コーナー

－ 国民年金の加入手続き・保険料免除申請などの電子申請を開始しました －

■ 国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。申請には、**マイナンバーカード**が必要となりますが、マイナポータルの情報を利用してスマートフォンやパソコンで申請書などを作成することができます。紙の申請書より簡単に作成することができます。

また申請結果もスマートフォンなどで確認することができます。お手続きの際は、ぜひご利用ください。

詳しくは、日本年金機構のウェブサイトをご確認ください。



☎ 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434
☎ 町民生活課 ☎ 72-6933



申請はお済みですか？

マイナンバーカード交付申請書が送付されます



マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。

スマートフォンなどで申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます。(郵送による申請も可能です。)

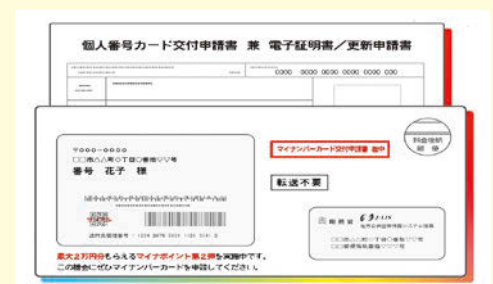
この申請書は、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」から送付されます。

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申し込みにはマイナンバーカードが必要です。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までですので、この機会にぜひマイナンバーカードを取得してください。

※申請書は役場でも再発行することができますので、希望される方はお気軽にお声掛けください。

☎ 町民生活課 ☎ 72-6933

この申請書が届きます



消費税のインボイス制度に関する説明会開催について

郡山税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。開催日時などについては下表のとおりです。

■申し込み先

郡山税務署法人課税第一部門へ開催日の前々日午後5時までに電話でお申し込みください。

☎024-932-2045

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止することがあります。

※各回とも定員になり次第受付を終了します。

日 時		定員	主な対象者	会 場
8月19日(金)	10時～12時	15人	主に消費税の免税事業者の方向け	郡山税務署別棟会議室 (郡山市堂前町20番11号)
	14時～16時	15人	主に消費税の課税事業者の方向け	
9月14日(水)	10時～12時	15人	主に消費税の課税事業者の方向け	
	14時～16時	15人	主に消費税の免税事業者の方向け	
10月18日(火)	10時～12時	15人	主に消費税の免税事業者の方向け	
	14時～16時	15人	主に消費税の課税事業者の方向け	

町税等納期のご案内

納期限

8月31日(水)



詳しくは、町公式ウェブサイトをご覧ください

町県民税 2期
国民健康保険税 2期
介護保険料 2期
後期高齢者医療保険料 1期

※口座振替の方は、納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします。



◆町では口座振替での納付を推進しています

口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度です。ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。申し込み方法の詳細については、役場税務課へお問い合わせください。

◆町県民税および国民健康保険税はコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます

ただし納付書1枚の金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は使用できません。